

使用前には必ず本説明書を読み、注意事項を守って使用して下さい。

**劇指定** 動物用医薬品

## “京都微研” フィライン-CPR-NA

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・  
猫汎白血球減少症混合ワクチン (シード)

### 製法及び性状

本剤は、弱毒猫ウイルス性鼻気管炎ウイルスを猫腎株化 (CRFK-KB・M) 細胞で増殖させたウイルス液を凍結乾燥した乾燥ワクチンと、猫カリシウイルス及び猫汎白血球減少症ウイルスをそれぞれCRFK-KB・M細胞で増殖させて得たウイルス液にホルマリンを加えて不活化後混合した液状ワクチンとを組合せたものである。乾燥ワクチンは淡黄灰白色の乾燥物で、液状ワクチンは淡赤色の液体である。乾燥ワクチンに液状ワクチンを加えて震盪すると容易に溶解し、赤褐色半透明の均質な液体となる。

### 成分及び分量

|                                      |                   |                       |  |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------------|--|
| ○乾燥ワクチン 1バイアル (1頭分) 中                |                   |                       |  |
| 猫腎株化 (CRFK-KB・M) 細胞培養                |                   |                       |  |
| 弱毒猫ウイルス性鼻気管炎ウイルス e25 CR/5-100株 (シード) | 10 <sup>5.5</sup> | TCID <sub>50</sub> 以上 |  |
| スクロース                                | 50                | mg                    |  |
| ラクトース一水和物                            | 25                | mg                    |  |
| L(+)-アルギニン塩酸塩                        | 10                | mg                    |  |
| ポリビニルピロリドンK-90                       | 1.5               | mg                    |  |
| ○液状ワクチン 1バイアル (1 mL) 中               |                   |                       |  |
| 猫腎株化 (CRFK-KB・M) 細胞培養                |                   |                       |  |
| 猫カリシウイルス FC-7株 (シード) (不活化前ウイルス量)     | 10 <sup>8.0</sup> | TCID <sub>50</sub> 以上 |  |
| 猫カリシウイルス FC-28株 (シード) (不活化前ウイルス量)    | 10 <sup>8.0</sup> | TCID <sub>50</sub> 以上 |  |
| 猫カリシウイルス FC-64株 (シード) (不活化前ウイルス量)    | 10 <sup>8.0</sup> | TCID <sub>50</sub> 以上 |  |
| 猫汎白血球減少症ウイルス FP-5株 (シード) (不活化前ウイルス量) | 10 <sup>8.5</sup> | TCID <sub>50</sub> 以上 |  |
| ホルマリン                                | 0.1               | vol%以下                |  |
| リン酸緩衝食塩液                             | 残量                |                       |  |

### 効能又は効果

猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症及び猫汎白血球減少症の予防

### 用法及び用量

乾燥ワクチンを液状ワクチンで溶解し、その全量1 mLずつを2か月齢以上の猫の皮下に3～4週間隔で2回注射する。追加注射用として本ワクチンを使用する場合は、乾燥ワクチンを液状ワクチンで溶解し、その全量1 mLを1回皮下に注射する。

### 使用上の注意

#### 【一般的注意】

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方せん・指示により使用すること。
- (2) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (3) 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。

#### 【使用者に対する注意】

誤って人に注射した場合は、患部の消毒等適切な処置をとること。誤って注射された者は、必要があれば本使用説明書を持参し、受傷について医師の診察を受けること。

#### 本ワクチン成分の特徴

| 微生物名           | 抗原         |         | アジュバント |    |
|----------------|------------|---------|--------|----|
|                | 人獣共通感染症の当否 | 微生物の生・死 | 有無     | 種類 |
| 猫ウイルス性鼻気管炎ウイルス | 否          | 生       | 無      |    |
| 猫カリシウイルス       | 否          | 死       |        |    |
| 猫汎白血球減少症ウイルス   | 否          | 死       |        |    |

本ワクチンに含まれる猫ウイルス性鼻気管炎ウイルスは、人に対する病原性はなく、猫カリシウイルス及び猫汎白血球減少症ウイルスは、不活化されており感染性は無い。

本ワクチンに関するお問い合わせは下記までお願いします。

株式会社 微生物化学研究所 営業部  
〒611-0041 京都府宇治市横島町24-16番地  
TEL: 0774-22-4519  
FAX: 0774-22-4568

#### 【猫に対する注意】

##### 1 制限事項

- (1) 本剤の注射前には健康状態について検査し、次のいずれかに該当すると認めた場合は注射しないこと。
  - ・重篤な疾病を認めたもの。
  - ・以前に本剤又は他のワクチン注射により、アナフィラキシー等の副反応を呈したことがあるもの。
  - ・妊娠中又は妊娠の可能性のあるもの。
- (2) 猫が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、健康状態及び体質等を考慮し、注射の適否の判断を慎重に行うこと。
  - ・発熱、下痢、重度の皮膚疾患など臨床異常が認められるもの。
  - ・疾病の治療を継続中のもの又は治療後がないもの。

- ・交配後間がないもの、分娩間際のもの又は分娩直後のもの。
  - ・高齢のもの。
  - ・明らかな栄養障害があるもの。
  - ・飼主の制止によっても沈静化が認められず、強度の興奮状態にあるもの。
  - ・1年以内にでんかん様発作を呈したことがあるもの。
- (3) 副反応（アナフィラキシー等）による事故を最小限にとどめるため、本剤注射後しばらくは観察を続けること。帰宅させる場合は、なるべく安静に努めながら帰宅させ、当日は帰宅後もよく観察するよう指導すること。
- (4) 本剤の注射後2～3日間は安静に努め、激しい運動、交配、入浴又はシャンプー等は避けること。

## 2 副反応

- (1) 本剤の注射後、注射部位に一過性の腫脹・硬結・疼痛等が認められる場合がある。
- (2) 本剤の注射後、一過性の発熱、元気・食欲の減退、下痢、嘔吐等が認められる場合がある。
- (3) 過敏な体質のものでは、まれにアレルギー反応【顔面腫脹（ムーンフェース）、掻痒、じんま疹等】又はアナフィラキシー反応【ショック（虚脱、貧血、血圧低下、呼吸促進、呼吸困難、肺水腫、体温低下、流涎、ふるえ、けいれん、尿失禁等）】が起こることがある。
- (4) 副反応が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けるよう指導するとともに、副反応に対しては適切な処置を行うこと。
- (5) 猫において不活化ワクチンの注射により、注射後3か月～2年の間にまれに（1/1,000～1/10,000程度）線維肉腫等の肉腫が発生するとの報告がある。

## 3 相互作用

本剤には他の薬剤（ワクチン）を加えて使用しないこと。

## 4 適用上の注意

- (1) 投与経路（皮下注射）を厳守すること。
- (2) 注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く。）。
- なお、乾燥、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- (3) 注射器具は1頭ごとに取り替えること。
- (4) 注射部位は消毒し、注射時には注射針が血管に入っていないことを確認してから注射すること。
- (5) ワクチン容器のゴム栓は消毒し、無菌的に取扱うこと。
- (6) 滅菌済みの注射針をゴム栓から刺し込み液状ワクチンを乾燥ワクチン瓶に注入すること。
- (7) 溶解したワクチンを注射器内に吸入する際は滅菌済みの注射針を使用すること。ゴム栓を取り外しての使用は、雑菌混入のおそれがあるので避けること。
- (8) 注射後免疫が得られるまでの2～3週間は、他の猫との接触を避けるよう指導すること。
- (9) 移行抗体価の高い個体では、ワクチン効果が抑制されることがあるので幼若な猫への注射は移行抗体が消失する時期を考慮すること。
- (10) 免疫抑制剤を用いて治療された猫はワクチンの効果が阻害されることがあるので注射時期を考慮すること。
- (11) 潜伏感染の状態の猫に注射した場合、その疾病を誘発することがあるので、注射後の経過ではそのことに十分配慮すること。
- (12) 猫において、注射部位に硬結や腫瘍が持続的に認められた場合は、獣医師の診察を受けるよう指導すること。
- (13) 猫において、不活化ワクチンを同一部位へ反復注射することにより、線維肉腫等の肉腫の発生率が高まるとの報告があるので、ワクチン注射歴のある部位への注射は避けること。

### 【取扱い上の注意】

- (1) 外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- (2) 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- (3) 一度開封したワクチンは速やかに使用すること。使い残りのワクチンは雑菌の混入や効力低下のおそれがあるので、使用しないこと。
- (4) 使用時よく振り混ぜて均一とすること。
- (5) 乾燥ワクチンは、液状ワクチンの影響を受けて溶解した後時間の経過に伴い効力が低下するため、本剤の溶解は使用直前に行い、溶解後は速やかに使用すること。
- (6) 開封時にアルミキャップの切断面で手指を切るおそれがあるので注意すること。
- (7) 乾燥ワクチン瓶内は、真空になっており破裂をするおそれがあるので、強い衝撃を与えないこと。
- (8) 使い残りのワクチン及び使用済みの容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。
- (9) 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分の許可を有した業者に委託すること。

### 【保管上の注意】

- (1) 小児の手の届かないところに保管すること。
- (2) 直射日光、加温又は凍結は品質に影響を与えるので、避けること。

### 貯法及び有効期間

- 1 遮光して、2～10℃に保存すること。
- 2 有効期間は2年間（最終有効年月は外箱及びラベルに表示）

### 包装

- 1セット 10頭分 乾燥ワクチン 1頭分×10バイアル  
液状ワクチン 1mL×10バイアル



製造販売元  
**三菱 微生物化学研究所**  
 京都府宇治市檜島町24、16番地

2701050B  
 F5V-NA②